# 生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の一部を改正する件

○環境省告示第六号（**令和八年一月二十九日**）

農薬取締法第四条第一項第六号から第九号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号）第三号の規定に基づき、生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準（令和二年三月環境省告示第三十一号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

## 改正後

(略)

別表第一（第一号関係）

| 農薬の成分 | 基準値 |
|---|---|
| (略) | |
| Sーベンジルジプロピルカルバモチオエート（別名プロスルホカルブ） | 36μg／l |
| (略) | |
| (E) －1－［(6－クロロ－3－ピリジル) メチル］－N－ニトロイミダゾリジン－2－イミン（別名イミダクロプリド） | 1.9μg／l |
| (略) | |
| 1－［(1RS) －1，2－ジメチルプロピル］－N－エチル－5－メチル－N－ピリダジン－4－イル－1H－ピラゾール－4－カルボキシアミド（別名ジンプロピリダズ） | 3.000μg／l |
| 1－（3－クロロ－4，5，6，7－テトラヒドロピラゾー［1，5－a］ピリジン－2イル）－5－［（シクロプロピルメチル）アミノ］－1H－ピラゾール－4カルボニトリル（別名シクロピラニル） | 0.57μg／l |
| 4－クロロ－2－フルオロ－5－［(RS) －（2，2，2－トリフルオロエチル）スルフィニル］フェニル5－［(トリフルオロメチル) チオ］ペンチルエーテル（別名フルペンチオフェノックス） | 0.63μg／l |

別表第二（第二号関係）

| 農薬の成分 | 基準値 |
|---|---|
| (略) | |
| 3－メトキシカルボニルアミノフェニル＝3－メチルカルバニラート（別名フェンメディファム） | 140㎎／kg体重 |
| (E) －1－［(6－クロロ－3－ピリジル) メチル］－N－ニトロイミダゾリジン－2－イミン（別名イミダクロプリド | 7.4㎎／kg体重 |
| 1－（3－クロロ－4，5，6，7－テトラヒドロピラゾロ［1，5－a］ピリジン－2イル）－5－ | 140㎎／kg体重 |

## 改正前

(略)

別表第一（第一号関係）

| 農薬の成分 | 基準値 |
|---|---|
| (略) | |
| Sーベンジル＝ジプロピルチオカルバマート（別名プロスルホカルブ） | 49μg／l |
| (略) | |
| 1－（6－クロロ－3－ピリジルメチル）－N－ニトロイミダゾリジン－2－イリデンアミン（別名イミダクロプリド） | 1.9μg／l |
| (略) | |
| 1－［(1RS) －1，2－ジメチルプロピル］－N－エチル－5－メチル－N－ピリダジン－4－イル－1H－ピラゾール－4－カルボキシアミド（別名ジンプロピリダズ） | 3.000μg／l |
| (新設) | |
| (新設) | |

別表第二（第一号関係）

| 農薬の成分 | 基準値 |
|---|---|
| (略) | |
| 3－メトキシカルボニルアミノフェニル＝3－メチルカルバニラート（別名フェンメディファム） | 140㎎／kg体重 |
| (新設) | |
| (新設) | |

| | |
|---|---|
| ［（シクロプロピルメチル）アミノ］－１Ｈ－ピラゾール－４－カルボニトリル（別名シクロピラニル） | |
| ４－クロロ－２－フルオロ－５－［（RS）－（２，２，２－トリフルオロエチル）スルフィニル］フェニル５－［（トリフルオロメチル）チオ］ペンチルエーテル（別名フルペンチオフェノックス） | 8.2mg／kg体重 |
| Ｓ－ベンジルジプロピルカルバモチオエート（別名プロスルホカルブ） | 160 mg／kg体重 |

別表第三（第三号関係）

| 農薬の成分 | 基準値 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 成虫の接触ばく露に関するもの | 成虫の単回経口ばく露に関するもの | 成虫の反復経口ばく露に関するもの | 幼虫の経口ばく露に関するもの |
| （略） | | | | |
| １－［（1RS）－１，２－ジメチルプロピル］－Ｎ－エチル－５－メチル－Ｎ－ピリダジン－４－イル－１Ｈ－ピラゾール－４－カルボキシアミド（別名ジンプロピリダズ） | 2.0 μg／bee | 1.7 μg／bee | 0.82 μg／bee／day | 1.8 μg／bee |
| （Ｅ）－１－［（６－クロロ－３－ピリジル）メチル］－Ｎ－ニトロイミダゾリジン－２－イミン（別名イミダクロプリド） | 0.0027 μg／bee | 0.0022 μg／bee | 0.00052 μg／bee day | 0.33 μg／bee |
| １－（３－クロロ－４，５，６，７－テトラヒドロピラゾロ［1，５－a］ピリジン－２－イル）－５－［（シクロプロピルメチル）アミノ］－１Ｈ－ピラゾール－４－カルボニトリル（別名シクロピラニル） | 4 μg／bee | 4 μg／bee | — | 4.4 μg／bee |
| ４－クロロ－２－フルオロ－５－［（RS）－（２，２，２－トリフルオロエチル）スルフィニル］フェニル５－［（トリフルオロメチル）チオ］ペンチルエーテル（別名フルペンチオフェノックス） | 4 μg／bee | 20 μg／bee | — | 0.84 μg／bee |

| |
|---|
| |
| （新設） |
| （新設） |

別表第三（第三号関係）

| 農薬の成分 | 基準値 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 成虫の接触ばく露に関するもの | 成虫の単回経口ばく露に関するもの | 成虫の反復経口ばく露に関するもの | 幼虫の経口ばく露に関するもの |
| （略） | | | | |
| １－［（1RS）－１，２－ジメチルプロピル］－Ｎ－エチル－５－メチル－Ｎ－ピリダジン－４－イル－１Ｈ－ピラゾール－４－カルボキシアミド（別名ジンプロピリダズ） | 2.0 μg／bee | 1.7 μg／bee | 0.82 μg／bee／day | 1.8 μg／bee |
| （新設） | | | | |
| （新設） | | | | |
| （新設） | | | | |